



時論

大阪のG O · S T O P 問題

道路警察権を擁護せよ

路政僧

○

大阪のG O · S T O P 問題、夫れは大阪市營軌道天六附近の交叉點で惹起された軍人對警察官の鬭、軌道安全地帯で電車の來るのを待つてゐた軍服着用の軍人が、乗車方向を變更した爲か其の意思是判らないが、左折して歩行しだした、併し安全地帯の左の後方部には歩道が施設されてあつて、歩車道の境界には特に境界柵が設けられてゐるにも拘らず、其の軍人は歩道を通らなかつた爲に、交通整理の任にあつた巡査は之に注意を與へたが、其の制止を無視して左方道路の中央に交通整理を監視してゐた巡査の所へ行つて口論を始めた。群衆はお巡りさんと兵隊の喧嘩ぢやと言ふので、見物人は黒山のやうに集つた、そこで巡査は交通上の障害と爲るから軍人を附近の巡査派出所に同行し、互に論争したが遂に腕力沙汰と爲つて双方共負傷した、と言ふ事件である、双方とも腰に剣を下げる連中なのであり得そうな事件である。

最初に腕力を行使したのが軍人であつたか、夫れとも巡査であつたかは、茲では餘り問題とするに足らないが、兎に角

軍人に負傷せしめた巡査に對しては既に懲戒處分をしたそうだ、併し相手方たる軍人に對する軍部の處分があつたかは筆者はまだ知らない、是も餘り問題としない、唯だ茲では軍服着用の軍人が道路を通行する場合に於て道路警察權に服従すべきか否を吟味したい。

○
此問題に關し世の誤解を除く爲に井闘第四師團參謀長は次のやうな意見を發表した、(1)軍部が挑戦的態度に出たかの如く思ふ人があれば夫れは誤である、(2)子供の喧嘩に親まで飛出さんでもよいとの考へ方は軍部に關する限り適當でない、(3)現役軍人を單なる民衆として取扱ふは正當でない、單獨に外出してゐるからとて斷じて統帥權外にあるものではない、(4)軍人が何故に名譽を重んずるかについては一般の御諒解を願ひたい。建軍の本義に基づき身分の差別なく名に依つて生き名に依つて死する、之が軍人の眞諦である、と言つてゐる。

之に對し粟屋大阪府警察部長は、軍人を民衆として取扱ふなと言ふが、警察取締上軍隊行動でない個人としての軍人と一般民衆との間に特に取扱上二様あるべきではない、場合に依つては説諭もし身柄を一時的拘束することも出来る、又連行の必要上已むを得ず或種の強制力を行使したとしても、夫れを不法行爲と見做すべくなく、夫れを以て特に軍人の名譽を傷けるものとするに當らないと思ふ、憲兵隊の通告引渡しは當然で、あの場合も特に此手續を怠つたものと考へてゐない、軍人の名譽はどこ迄も尊重するが、警察官の公務上立場も考慮を拂つて戴きたいと言つてゐる。(以上六月三十日、大阪毎日新聞の記事に依る)

である、従つて之を使用し得る者は一般民衆は勿論のこと、統帥權の下に規律さるゝ軍人たると、法上特別の身分保證を與へられた官吏々員たるとを問はず、有ゆる一般人が自由に使用し得べきものである、併しながら其の自由使用が社會生活の圓滿な狀態を破壊するやうなことがあつては、一般公衆の自由使用を許容した道路施設の目的を達することが出來ない、故に公衆交通の秩序維持に對する障害を除去するが爲に、其の障害の原因と爲るべき行爲の自由を制限するの必要が起つてくる、従つて、所謂道路警察權が存する所以であつて之が國家統治權の作用であることは言を俟たない、故に道路を使用する限り其の交通物體たる人々は道路警察權に服從することを以て國法上の原則とする。

井關參謀長が、現役軍人を單なる民衆として取扱ふは正當ではないと爲し、夫れは統帥權に依る結果だと言つてゐるが夫れは軍人が統帥權の下に規律さるゝから行政權の干渉を受けないと言ふのであらう、併し軍人が統帥權の下に支配さるゝから一般國法の規律外にあると言ふことは出來ない、成る程軍人は參謀長が言ふやうに、軍人は利に走り慾に墮して行動するものではなく、上下貧富に拘はらず齊しく一身を上御一人に捧げた身を男一代の誇とし、名に依つてのみ動くものであるとしても、夫れは統帥權下にある軍人の地位身分を説明し得ても、以て一般國法を無視することを許容さるべきではない、軍人も矢張り一個人としては假令軍服を着用してゐても普通國民と同様に統治權即ち警察權に服從するを要するは言を俟たない。若し筆者の意見が間違つてゐて、軍人が道路警察權に服從せずして道路を使用するものとしたならば、自動車交通頻繁を來し交通事故防止の爲に人力の總てを盡しても尙且つ成績を擧げ得ない現時の道路交通に於て如何なる結果を招來するであらうか、軍部當局も此點に着眼して事件の判断を誤つてはならぬ、又之を道路の性能に鑑ても軍人が一般民衆と異つた方法に依つて道路を使用することは一般公衆の自由使用は制限すること、爲つて道路が一般交通の用に供せらるゝ目的は壞滅され、軍事專用道路の性質に變化するであらう、此くの如きは、現行道路法が主として軍事の目的

を有する道路を國道とした立法精神に鑑ても到底容るべきでないことは明白である。

○
道路法に於ては、道路の使用又は道路若は其の交通の保全を期するが爲に命令を制定すべきことを規定し、道路の使用に關しては法の委任を受けた道路取締令が現存する、此命令の制定は道路會議に於て審議され、陸軍當局も此會議に出席して屢々今日の如き問題あるを豫想して協議し、軍部當局は陸軍一般に對し次の通達を發した、即ち今般内務省令第四十五號ヲ以テ道路取締令發布相成候處軍事上ノ要求ニ基ク軍用車輛ノ型式、軍隊ノ行動等ハ素ヨリ本令ノ拘束ヲ受クヘキ筋合ニ無之候得共軍事上支障ナキ範圍ニ於テハ本令發布ノ精神ニ基キ之ヲ遵守スヘキコト勿論ノ義ト承知相成度依命及通牒候也」と言つてゐる、從つて軍隊の行動に非ざる軍人の行動は假令軍服を着用するにしても道路取締令の規定に依るべきは當然であつて、論議の餘地がない、從つて道路取締令の客體たるべき軍人が交通整理の法則に違反したときは、道路警察權に依つて或種の強制手段を使ふることは法の許容したことであつて、何等怪しむに足らないのである。

○
皇軍を構成する軍人が、一般國民の服従すべき道路交通法規に違反したことは頗る遺憾とすると同時に、交通指導の任にある警察官が腕力を行使した如きは共に不祥事と言はねばならぬ、此後に於ける道路の交通は自動車の發達に伴ひ益々混亂を招き之に伴ひ交通事故は益々頻出するの形勢に在る、故に道路を交通する有ゆる人々は自制以て交通法規を遵守し共同生活の秩序を維持するを要する、唯だ一部論者が言ふが如く軍人其の他の特定人間が道路警察權に服従するの要なしとするが如きは誤解であることを強調し、道路交通整理に方るべき警察官が完全に道路警察權を執行せむことを希望して已まない。